

5月31日まで利用を制限している公共施設の再開日等

R2.5.21財産経営課作成

再開日	施設分類	施設数	主な施設	備考
6/1（月）以降 ※予定	屋内施設	29	<ul style="list-style-type: none"> ○スカイワードあさひ、旭城 ○東部市民センター・勤労福祉会館・新池交流館 ○ふれあい会館（全7か所）・城山コミュニティセンター ○多世代交流館 ○ピンポンパン教室 ○中央公民館・地区公民館（全8か所）・宮浦会館 ○文化会館 ○どうだん亭・古民家 ○図書館 	時間・部屋・活動内容・人数など、施設ごとに制限を設ける
	屋外体育施設	12	<ul style="list-style-type: none"> ○平子北グラウンド・市民プール広場・平子町仮設広場 ○城山体育施設（野球場、テニスコート、弓道場） ○晴丘体育施設（運動広場、テニスコート） ○旭ヶ丘運動施設（運動広場、テニスコート、デイキャンプ場） ○南グラウンド 	スポーツ庁のガイドラインを基に設定した感染症対策の要件を利用者が遵守することを条件
6/15（月）以降 ※予定	屋内施設	7	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センター（全7か所） 	市内在住者による電話予約制に限ることとし、時間・回数・人数なども制限を設ける
再開未定	-		<ul style="list-style-type: none"> ○老人いこいの家（全14か所） ○総合体育館 ○小中学校体育施設（運動場・体育館） 	「新しい生活様式」の遵守が困難であること、県の自粛要請が解除されていないことなど
			<ul style="list-style-type: none"> ○市民プール ※監視員の手配が必要なため早期の判断が必要	県の自粛要請は解除

※ 全ての施設において、国が公表した「業種別ガイドライン」に従い、類似施設ごとに基準を設けるとともに、利用者等が「新しい生活様式」の遵守が困難な場所・利用内容等については施設ごとに制限していく。